

地域の子育ての応援に 参加しませんか？ 研修会も実施します！

子どもの好きな方、育児経験のある方、何かしてみたい方！あなたの余暇や得意なことを生かして地域の子育ての応援に参加してみませんか？

●大磯町保育ボランティア

町の事業や健診に参加する方のお子さん（未就学児）をお預かりし保育します。

●ファミリー・サポート・センター（援助会員）

町内に在住するお子さん（生後3か月～小学校6年生まで）に対する保育支援を行います。

・自宅でのお預かり
・塾への送迎 など

※それぞれの事業の詳細はお問い合わせください。

●子育てに係わるボランティア等研修会参加者募集！

現在、保育ボランティアやファミリー・サポート・センターの会員等でない方も参加できます。興味のある方はぜひご参加ください。

～研修会日程～

- ・日時 11月16日（月）14:00～16:00
- ・場所 保健センター研修室
- ・内容 小児看護 ～子どもに起こりやすい病気とその対処方法～
- ・講師 東海大学准教授 和田 久美子氏
- ・申込み 不要
- ・参加費 無料

問 子育て支援課

☎内線305・306

ファミリー・サポート・センターについては、子育て支援総合センター

☎（71）3377



ひとり親家庭等医療費助成制度のご案内

この制度は、ひとり親家庭等でお子さんを養育している方とそのお子さんの医療費の自己負担額（入院時食事負担金を除く）を助成する制度です。

▼対象となる方

- ・次に該当するお子さん及びそのお子さんをひとりで養育している方
- ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までのお子さん
- ・20歳未満で一定の障がいがあるお子さん
- ・20歳未満で高等学校等に在学

しているお子さん

▼次のいずれかにあてはまる方は、該当しません。

- ・健康保険に加入していない
- ・生活保護を受給している
- ・お子さんが児童福祉施設や里親に預けられている
- ・障害者医療費給付事業対象者

▼所得制限

父・母または養育者、同居の扶養義務者の所得により判定します。また、申請月により判定する所得の対象年度も異なりますのでご注意ください。

▼現況届の提出

医療証の有効期限は、毎年12月31日までです。現在医療証の交付を受けている方は、11月中に現況届の提出が必要です。

☎内線306

「子育て世帯臨時特例給付金」は、 申請期限が迫っています！

11月30日（月）までに申請を!!

対象となる方は期限までに必ず申請してください。申請期限後の申請は、給付金が受けられなくなりますのでご注意ください。記入方法などが分からない場合は、お問い合わせください。

※公務員以外の方は、「児童手当・特例給付現況届」の裏面が子育て世帯臨時特例給付金の申請書欄となっています。現況届が未提出の方は、給付金の支給審査ができないため、現況届を至急ご提出ください。

※公務員の方は、職場から申請書および児童手当受給状況証明書が交付されますので、必要事項等を記入し、申請期限内にご提出をお願いします。

なお、「臨時福祉給付金」の申請期限は、平成28年1月18日（月）までです。

問・申

- ・「子育て世帯臨時特例給付金」
子育て支援課 ☎内線305
- ・「臨時福祉給付金」
福祉課 ☎内線303

確認じゃ

